仕　様　書

件名　「新国立劇場（小劇場）音響調整卓等整備」

日本芸術文化振興会

新国立劇場部管理課

1.　調達の背景及び目的

現行の小劇場音響調整卓は竣工以来 12 年間使用し続けているが、4 年程前から切り替えスイッチやフェーダー操作部等に不具合が出て来たため、部分修理を繰り返し、オーバーホールも行って運用してきた。しかし、もはや補修部品も無く、性能面や信頼性において機器の限界に達しており、本番での使用には多大なリスクを伴うため、代替えの簡易調整卓を駆使して運用しているというのが実情である。

よって、小劇場公演における舞台音響の豊かで確実な表現を取り戻すため、劇場の規模にあった性能、機能、操作性を持った、信頼性のある音響調整卓システムを調達するものである。また、この音響調整卓を機能的に運営できるよう入力・出力部及びコンセント盤も併せて改修し、小劇場の多様な公演を円滑に運用することを目的とするものである。

２．　調達物品名及び構成内訳

(1) 調達物品名：新国立劇場（小劇場）音響調整卓等

(2) 調達物品の構成内訳：調達する機器等は次により構成する。

①　コントロールサーフェイス	１式
②　DSP 収納架	１式
③　技術ギャラリーパッチ盤	１式
④　パワーアンプ架	１式
⑤　移動型入出力ラック	２台
⑥　移動型プロセッサラック	２台
⑦　コンセント盤類	１式
⑧　周辺機器	１式
⑨　移動型スピーカ	１式
⑩　スピーカーマネージメントシステム	２式
⑪　運営系スピーカ	１式

３．　納入場所

新国立劇場（小劇場）　　住所：東京都渋谷区本町１−１−１

４．　納入期限　平成２２年９月１０日

作業期間は原則として平成２２年８月２日ー９月７日とする。

５．　技術的要件の概要

（１）入札機器の性能が技術的要件を満たしているか否かの判定は、技術審査委員会において入札機器に関わる技術仕様書、その他の入札説明書で求める提出資料により審査して行う。

（２）技術審査において入札機器の性能等が要件に満たないと判定がなされた場合は不合格となり落札決定の対象から除外する。

（３）提出された資料が不明確と判断される時は技術的要件を満たさないとみなす場合がある。

６．　技術的要件の詳細

本件調達物品に係る性能、機能及び技術的要件は「別紙」のとおりである。

７．参加資格

（１）　請負者は、過去５か年間において、１劇場あたり客席数４００席以上の劇場施設（舞台・固定座席・楽屋を持つもの）における舞台音響システム工事を、直受注に於いての導入実績が複数あること（２件以上)。注：本件では、設置工事の占める割合が高く、施工技術による出来不出来が小劇場の音響に大きな影響を与えるため、請負者にはより多くの経験と実績が必要である。

（２）　請負者は、劇場（舞台・固定座席・楽屋を持つもの）の音響システム設計を専門とする部門を有すること。注：専門劇場の音響システム設計には、膨大な量のデータ収集や書類・図面の作成が必要不可欠であり、その作業はより専門的な知識を持つ個人が集合したチームでなければ不可能だと考えられるため。

（３）　請負者は、本整備における電気音響設備工事の監理技術者として、次に掲げる基準を有する者を配置すること。

①平成１１年度以降に客席数４００席以上の劇場（舞台・固定座席・楽屋を持つもの）における音響設備工事の施工経験を複数有すること（２件以上)。

②監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。なお、「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

・平成１６年２月２９日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成１６年２月２９日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成１６年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。注：現場監督となる上記技術者には、案件に関する深い理解と知識、リーダーとしての資質、折衝能力などを有していることが望ましい。その目安として、上記資格者証や受講修了証を持つことを基準としたい。

８．　その他

（１）　自社製品だけで要求要件を満たせない場合は、他社製品を使用してもよい。

（２）　納入する機器は、運用時間として終日連続して使用できる精度を持ち、耐久性、信頼性、安全性、高性能を有する機器であること。

（３）　機器の搬入、設置、配線、接続、調整の費用は、請負者側の負担とし、納入期限までに完了すること。また、それらが正常に動作することの確認を得ること。なお、作業日程は日本芸術文化振興会新国立劇場部管理課（以下「管理課」という。）と別途協議すること。また、請負者は作業期間中の公演および稽古等の進行に支障を来たさぬよう工程を組み、事前に管理課と協議をしたうえで作業を行うこと。

（４）　設置場所は、管理課の指示に従うこと。

（５）　電源設備は、管理課の指示する電源盤及びコンセントから引き込むこと。

（６）　完成図書、およびそのデータと、納入する機器の日本語版取扱説明書をそれぞれ３部提出すること。

（７）　操作方法、取扱いについては、機器の設置後、納入期限内に新国立劇場技術部音響課に３日程度の講習会などの場を設け、実施すること。

（８）　当該機器に対し、引き渡し完了後１年間以上の保証期間を設けること。また、保証期間内において、明らかに利用者側に原因があると判断される以外の故障や異常については、無償で修理及び交換を行うこと。

（９）　調達に伴い発生する、既存設備の内で不要となったものの撤去・廃棄は、請負者によって適正な方法により構外において処分すること。また、適切に処分したことを証明する書類（廃棄請負業者が発行する廃棄証明書など）を管理課に

提出すること。

（１０） 機器の設置に当たっては、劇場内の構造物を傷つけないなど、瑕疵に対して細心の注意を払うこと。

（１１） 新国立劇場の物件等を汚損あるいは破損したときは、速やかに管理課に報告し、協議の上、原状に復するものとすること。

（１２） 管理課が指示または定めた諸事項について、請負者はその指示に従うこと。

（１３） 納入後１０年間の保全計画書（２年目以降の保守体制で、保証期限等のある部品交換等を想定したもの）を提出すること。

（１４） 調達する機器に関しては、日本国内に本社、支社もしくは代理店があり、修理等の技術者を有していること。

（１５） 請負者の本社、支社、営業所のいずれかが東京都内及び近郊にあること。

（１６） 資材搬入、搬出用及び工事車両の駐車位置については、管理課の指示により駐車すること。